

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第6号

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

(亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則(平成17年亀山市規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(事務の委任) 第2条 福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。 〔(1) 略〕 (2) 児童福祉法の施行に関する事務 〔ア～ナ 略〕 ニ 児童福祉法第24条の39第3項に規定する <u>内閣総理大臣</u> 又は県知事に対する請求に関すること。 〔ヌ及びネ 略〕 〔(3)～(5) 略〕 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の施行に	(事務の委任) 第2条 福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。 〔(1) 略〕 (2) 児童福祉法の施行に関する事務 〔ア～ナ 略〕 ニ 児童福祉法第24条の39第3項に規定する <u>厚生労働大臣</u> 又は県知事に対する請求に関すること。 〔ヌ及びネ 略〕 〔(3)～(5) 略〕 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の施行に

<p>関する事務</p> <p>[ア～ニ 略]</p> <p>ヌ 障害者総合支援法第51条の32に規定する<u>主務大臣</u>又は県知事に対する請求に関すること。</p> <p>[ネ～ワ 略]</p> <p>[(7)～(10) 略]</p>	<p>関する事務</p> <p>[ア～ニ 略]</p> <p>ヌ 障害者総合支援法第51条の32に規定する<u>厚生労働大臣</u>又は県知事に対する請求に関すること。</p> <p>[ネ～ワ 略]</p> <p>[(7)～(10) 略]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 亀山市身体障害者福祉法施行細則（平成17年亀山市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第3（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 この表において「療養介護医療費基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第70条第2項において準用する同法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額をいう。</p>	<p>別表第3（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 この表において「療養介護医療費基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第70条第2項において準用する同法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額をいう。</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 亀山市知的障害者福祉法施行細則（平成17年亀山市規則第65号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前		
<p>別表第3（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="280 533 815 600"><tr><td data-bbox="280 533 815 600">[略]</td></tr></table> <p>備考</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 この表において「療養介護医療費基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第70条第2項において準用する同法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額をいう。</p>	[略]	<p>別表第3（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="868 533 1402 600"><tr><td data-bbox="868 533 1402 600">[略]</td></tr></table> <p>備考</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 この表において「療養介護医療費基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第70条第2項において準用する同法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額をいう。</p>	[略]
[略]			
[略]			
備考 表中の [ ] の記載は注記である。			

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。